

川崎市福祉有償運送運営協議会運営等要綱

平成 27 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）及び川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じて市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議する本市が主宰する協議会の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本市が主宰する協議会の名称は、川崎市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 法第 79 条の 2 の規定による登録の申請（法 79 条の 6 の規定による有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 の規定に基づく変更登録の申請を含む。）における福祉有償運送の必要性に関すること。
- (2) 旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 福祉有償運送の必要性に関する合意の解除に関すること。
- (4) その他福祉有償運送の適正な運営に関して必要な事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 本市の区域を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (2) 市民又は福祉有償運送の利用者
- (3) 神奈川県タクシー協会川崎支部の代表
- (4) 神奈川県個人タクシー協会の代表
- (5) 神奈川県タクシー労組の代表
- (6) 本市を運送区域とする福祉有償運送を行っている法人の代表
- (7) 本市の区域内において社会貢献を行っている法人の代表
- (8) 国土交通省関東運輸局神奈川支局職員
- (9) 川崎市長が指名する職員

3 前項第 6 号に掲げる委員とならなかった福祉有償運送を行っている他の法人の代表は、オブザーバーとして協議会において事業実施責任主体の見地からの意見を述べ、又は運営状況等について報告することができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、会議に出席することができない場合は、あらかじめ、書面をもって会長若しくは他の委員に議事の協議について委任すること又は議事に係る意見等を書面により提出することができる。

4 議事は、委員の合議によって決するものとするが、協議が調わないときは、会長及び副会長の協議によるものとし、会長及び副会長の協議が調わないときは、会長が決するものとする。

5 第3項の規定による議事の協議の委任があったときは、第2項及び前項の規定は、委員が出席し、及び議事の合議に加わったものとする。

6 第4条第6号の委員は、自らが行う福祉有償運送の議事の合議に加わることができない。

7 会長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 会長は、法79条の6の規定による有効期間の更新登録の申請において、対価の変更など議論が必要な変更点が存在しないことにより、会議の開催が不要と判断した場合に限り、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより、意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務の処理及び福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するため事務局を健康福祉局に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。